

宝塚市における中学校部活動の地域移行説明会における質疑応答(Q&A)

日時 令和7年(2025年)1月15日(水)19:00~ 宝塚市立スポーツセンター

対象 : 各種協会

【Q1】 地域クラブ活動に移行した場合、宝塚市以外に在住する子どもたちも加入することは出来るのですか。

【A1】 地域クラブ活動の加入要件は、その地域クラブ活動の運営団体が決めるものですが、原則として、宝塚市以外に在住する子どもも加入することができるものと認識しています。ただし、兵庫県内や宝塚市内で開催される各種大会に出場する場合は、加入する子どもが市外や県外在住の場合、その大会に出場できない場合がありますので、運営団体は、出場する大会等の参加資格や出場選手の登録要件等を確認した上で、加入する子どもたちに説明し、理解を求めてください。

【Q2】 令和8年度の各種大会後に学校部活動が廃止された時、在籍する中学1、2年生はどうなるのですか。

【A2】 現在(令和6年度)の小学6年生が中学2年生の時の、小学5年生が中学1年生の時の各種大会後に学校部活動を廃止し、地域クラブ活動に移行することになりますが、教育委員会では、出来る限り、現存する競技種目や活動種目が引き続き活動できるよう、地域クラブ活動の運営団体を創設していきたいと考えています。

今後、子どもたちや保護者の皆さまが中学校生活3年間を見通した学校部活動や地域クラブ活動の加入の判断をするためには、情報提供が重要な要素になりますので、入学時期に当たる3月下旬から4月上旬までには、一定の進捗状況も含めて、市のホームページ等でお知らせする予定です。

【Q3】 各種大会やコンクール、発表会等に要する経費(参加費、交通費等)は、地域クラブ活動の運営団体が支払うことになるのでしょうか？

【A3】 現在の学校部活動においても、各種大会やコンクール、発表会等に要する経費は、原則として、それぞれの学校部活動が負担しています。今後、地域クラブ活動に移行した後もこうした経費は、運営団体が負担することになります。ただし、こうした経費も含めて運営団体の活動、運営に要する経費は、参加する生徒の保護者から徴収(受益者負担)していただくこととなります。

【Q4】 受益者負担を徴収する額に上限は設定するのか。

【A4】 主たる活動場所として学校施設を使用する場合、収益性がないことを条件に使用を許可することから、出来る限り低廉な受益者負担となるよう地域クラブ活動の運営団体に協力を求めることとしています。

上限額の設定については、競技種目や活動種目によって、係る経費も異なることから、一律に受益者負担額を設定することは困難ではありますが、現行の学校部活動における運営費を調査するとともに、近隣市町の状況等を参考としながら、本市の地域クラブ活動における受益者負担(保護者負担)の概ねの目安額の設定については、今後、検討していきます。

【Q5】 地域クラブ活動に対して行政(国、県、市)からの補助金がないにも関わらず、加入を希望する子どもを全て受け入れなければならないのか？

【A5】 主たる活動場所として学校施設を使用する場合は、原則として加入を希望する全ての生徒の受け入れを条件とする予定です。また、学校以外の施設で活動する地域クラブ活動に対しても、教育委員会が作成する地域クラブ活動団体一覧に掲載する場合は、全ての生徒の受け入れをお願いしていきます。

【Q6】 練習の日数や時間に対して何らかの制限は設定されるのでしょうか？

【A6】 主たる活動場所として学校施設を使用する地域クラブ活動には、本市の部活動のガイドラインに則った活動時間の範囲内で活動することを学校施設使用の条件とする予定です。ただし、現行の部活動のガイドラインは、学校部活動を想定して策定していることから、今後、地域クラブ活動を想定して活動時間帯等の見直しも含めて、部活動のガイドラインを改定する予定です。

【Q7】 学校施設を使用する場合、活動場所や活動時間帯は希望通りに確保できるのでしょうか？

【A7】 中学校の学校施設については、現在、午後7時以降、地域に開放していますが、それまでの時間帯であれば、地域クラブ活動の運営団体の中で利用調整していただく予定です。

【Q8】 地域移行後の地域クラブ活動は、これまでと同じ学校教育の一環としての位置づけとなるのでしょうか？

その責任は地域クラブ活動の運営団体、或いはその指導者になるのでしょうか？

【A8】 地域移行後の地域クラブ活動における各種活動は、これまでの学校教育とは切り離して活動していただくものです。そのため、主たる活動場所として学校施設を使用する地域クラブ活動については、これまでの学校部活動にあった教育的意義を継承、発展させていただくよう、教育委員会による講習会への参加を義務付けることや、教育委員会に相談窓口を設置するなど、地域クラブ活動を支援していく予定です。

【Q9】 加入する生徒の保護者やその他の関係者等から地域クラブ活動の運営団体や指導者に対して損害賠償等の請求が提起された場合や活動中に事故が生じた場合の責任の所在について、今後はどのようになるのでしょうか？

【A9】 地域クラブ活動中に生じた事故やトラブルは、原則として、その活動の運営団体により解決していただくこととなります。そのため、スポーツ保険に加入することや、損害賠償保険への加入を呼びかけていきます。また、この様々な保険加入に係る経費も受益者負担（保護者負担）の範囲であると考えています。

【Q10】 地域クラブ活動の指導者には資格要件や何らかの制約はあるのでしょうか？

【A10】 各競技種目の協会や連盟等の規定・ルールに指導者としての資格要件がある場合は、その規定・ルールに則った資格が必要となります。資格要件がない競技種目の場合であっても、活動中における安全配慮義務や教育的意義を継承、発展させることから、主たる活動場所として学校施設を使用する地域クラブ活動の指導者に対しては、教育委員会が実施する講習会への参加を義務付けることも含めて研修体制を充実するよう取り組んでいきます。

【Q11】 地域クラブ活動の指導者へ支払う費用について、どのように考えられていますか。

【A11】 主たる活動場所として学校施設を使用する場合、指導者が高額な報酬を得ることを目

的として活動することは出来ませんが、指導に要する経費や交通費等について精算手続きを簡略化する目的から一定額を費用弁償として指導者に支払う場合は報酬とはみなしません。

【Q12】 地域クラブ活動の指導者への研修はどのように考えているのか。

【A12】 主たる活動場所として学校施設を使用する地域クラブ活動については、これまでの学校部活動にあった教育的意義を継承、発展させていただくよう、教育委員会による講習会（研修）への参加を義務付けることや、教育委員会に相談窓口を設置するなど、地域クラブ活動を支援していく予定です。地域クラブの指導者に対しては、ガイドラインの周知や研修を受けていただく予定にしています。

【Q13】 地域クラブ活動の運営に関するマネジメント的な助言や研修はしていただけるのか。

【A13】 地域クラブ活動の運営に関する相談窓口を教育委員会内に設置する予定としており、地域クラブ活動の運営についてのご相談に対応していきたいと考えています。

【Q14】 地域クラブ活動の運営団体や競技団体を発足する場合、教育委員会に対して、会員名簿や会計報告などの関係書類の提出義務が発生するのでしょうか。

【A14】 主たる活動場所として学校施設を使用する場合は、収益性の有無を確認するため、会員名簿や会計報告書等の関係書類の写しの提出を必須とする方向で検討しています。

また、学校以外の施設で活動する場合においても、部活動の地域移行に関して教育委員会や学校から生徒や保護者に対して提示を予定している「（仮称）部活動の地域移行後の地域クラブ活動一覧」に掲載する場合、地域クラブ活動の運営状況を確認する必要があるため、会員名簿や会計報告書などの関係書類の写しをご提出いただく予定としています。

【Q15】 地域クラブ活動の活動（加入）人数が1つの地域クラブ活動に片寄りが生じたり、学校施設の使用に当たり、地域クラブ活動の運営団体の中で調整がつかないような場合が起こることも想定されますが、そうした場合は教育委員会が間に入るなど、調整の役割を果たしてもらえるのでしょうか？

【A15】 地域クラブ活動への加入は生徒や保護者の意向によるものであることから、加入人数の調整を教育委員会が担うことは困難ではありますが、学校施設を使用する場合の運営団体間の調整については、しばらくの間、可能な範囲で必要に応じて教育委員会により調整したいと考えています。

【Q16】 全国大会に出場するなど、移動に多額の費用がかかる場合は行政側から補助金等の支援措置はあるのでしょうか？

【A16】 国や県から具体的な方向性が示されていないことから、現在のところ本市としての支援措置は考えておりませんが、国や県により、具体的な方向性や支援措置が示されれば、その方針に基づいて、市としても支援措置について検討していきます。

【Q17】 部活動の地域移行を進めていくに当たり、どこがコーディネイト役になってもらえるのでしょうか？

【A17】 部活動の地域移行に関し、学校部活動から地域クラブ活動への意向や新たな地域クラブ活動の創設など、部活動の地域移行については教育委員会がコーディネイト役となって進めていきます。

現在、学校の教職員のうち、引き続き、指導を希望する教職員を中心に協議を進めていますが、今後、各種協会をはじめ地域団体と連携しながら地域クラブ活動への移行、創設するよう教育委員会がコーディネート役となります。

【Q18】 競技人口が少ない競技種目や規模の小さい協会として、この部活動の地域移行に関して、何か出来ることはないでしょうか？

【A18】 競技人口が少ない競技種目や市内で1か所しか活動場所がない競技、これまでに部活動として存在してこなかった競技種目につきましても、子どもたちの活動の選択肢を広げることに繋がるため、部活動の地域移行にご協力いただける協会や団体につきましては、ホームページ等で活動場所など周知させていただき、子どもたちの受け皿となっていただきたいと考えています。

【Q19】 部活動地域移行について、スポーツ協会に説明した意図を教えてください。また対象は中学校年代だけで良いのでしょうか。

【A19】 学校部活動の半数以上が運動部になります。この運動部の地域移行後の担い手の確保には、スポーツ協会のご理解とご協力が不可欠です。そのため、まずはスポーツ協会にご説明し、ご協力いただくようお願いしたものです。

なお、学校部活動は、その対象は在籍する中学生でしたが、地域移行後の地域クラブ活動の加入要件は、中学生に限定したものではありません。したがって、中学生以外の年代の方々が活動している団体に中学生を加えていただくことや、新たに中学生だけを対象とした地域クラブ団体を創設されても構いません。

【Q20】 地域クラブ活動を運営する場合、教職員だけで運営する地域クラブ活動は想定しているのでしょうか？理由として、教職員は人事異動があるため、地域クラブ活動が継続性をもって運営されるのか疑問があります。

【A20】 地域移行後も引き続き、指導を希望する教職員だけで地域クラブ活動を運営することには差支えはありませんが、その場合、教職員の異動も含めて、長期的な視点で地域クラブ活動の創設について検討が必要であると認識しています。

一方、学校とは別に主に小学生を対象として活動している地域団体（社会体育団体等）では、既に運営主体は形成されており、小学生への指導者も確保されています。そこに中学生を指導する教職員が連携することで、既存の地域団体（社会体育団体等）で中学生の受け入れが可能となることから、指導を希望する教職員と地域団体がうまくマッチングして継続性のある地域クラブ活動となるよう、教育委員会がコーディネートするよう取り組んでいきます。